

## 改正

令和5年3月29日4世保育第983号

世田谷区家庭的保育事業等の認可等事務取扱要綱

世田谷区家庭的保育事業等の認可等事務取扱要綱（令和2年3月27日31世保認調第1411号）の一部を次のように改正する。

### 第1 目的等

#### 1 目的

この要綱は、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号。以下「条例」という。）及び世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第76号（以下「規則」という。））その他法令の定めるもののほか、区内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）の事業認可及びその変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を図るものである。

#### 2 用語の意義

この要綱において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営の責任者 法第34条の15第3項第2号に規定する業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- (2) 福祉の実務に当たる幹部職員 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「法施行令」という。）第35条の3で定める使用人をいう。

### 第2 家庭的保育事業等の基本的要件

#### 1 設置経営主体

家庭的保育事業等の設置経営主体は、社会福祉法人その他多様な主体とする。ただし、財務内容が適正であって、直近の会計期間において、当該経営主体の全体の財務内容について、債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっておらず、3年連続して損失を計上していないことを要件と

する。

また、社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置経営主体となる場合は、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第1の3の(3)によることとする。

## 2 定員

家庭的保育事業等の定員は、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例による。

## 3 建物及び設備

家庭的保育事業等の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等その他の関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもの並びに下記の基準による設備を有し、適切に運営することとする。

### (1) 基準設備・面積等

区分	要件
乳児室又はほふく室	条例第23条第1項第2号、第29条第1項第2号、第34条第1項第2号、第45条第1項第2号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	条例第29条第1項第5号、第34条第1項第5号、第45条第1項第5号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
医務室（医務スペース）	次のいずれにも該当すること。ただし、連携施設が隣接する場合であって、支障なく連携施設の設備を使用できる場合はこの限りではない。 ア 静養できる機能を有すること（事務室等内への設置も可とする。ただし、その場合は安静を阻害する機器類から間隔をとり、カーテン等で仕切ること。）。 イ 健康診断、応急処置、休養のための家具及び機器等を備えていること。
屋外遊戯場	条例第23条第1項第6号、第29条第1項第5号、第34条第1項第5号、第45条第1項第5号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。家庭的保育事業所等（以下「事業所等」という。）の付近にある屋

	外遊戯場に代わるべき場所を含む。
調理室、便所	定員に見合う面積、設備を有すること

(2) 非常口は、火災等の非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。

(3) 事業者は、別に定める室内化学物質対策実施基準に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に事業を開始すること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室（以下「保育室等」という。）及び医務室がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI<sub>s</sub>値0.7以上、かつ、q値1.0以上若しくはC<sub>t</sub>u S<sub>d</sub>値0.3以上、木造の建築物にあつてはI<sub>w</sub>値が1.1以上であることが確認された建築物

#### 4 職員

##### (1) 職員配置基準

ア 条例第9条に規定する職員の配置にあたっては、条例第24条、第30条、第32条、第35条、第41条、第46条及び第48条に規定する職員を配置する。

この場合における職員配置は、常勤職員（各事業所の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結び（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該事業所であり、かつ従事すべき業務が単一であるものであつて、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者である、利用乳幼児を長時間にわたって保育できる職員をいう。以下同じ。）をもって確保することを基本とする。ただし、それぞれの事業ごとに必要な職員の一部に短時間勤務の職員（1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員をいう。）及びその他の常勤職員以外の職員（以下「常勤以外の職員」という。）を充てる場合は、次の各号に規定する基準を満たすものとする。

(ア) 事業所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や利用乳幼児数の変化に柔軟に対応すること等により、利用乳幼児の処遇水準の確保が図られること。

(イ) 常勤職員に代えて常勤以外の職員を充てる場合の常勤以外の職員の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回ることを。この場合の常勤以外の職員の勤務時間数は、以下の計算式により常勤職員に代えて常勤以外の職員を配置する場合の常勤職員値を算定するものとする。

(計算式)

常勤職員及び常勤以外の職員の1箇月の所定労働時間数合計÷就業規則で定められた常勤職員の1箇月の所定労働時間数＝常勤換算値（小数点切り捨て）

算定にあたり、就業規則において所定労働時間の定めがない場合、複数の所定労働時間が定められている場合、就業規則の規定と労働条件明示書等の所定労働時間若しくは勤務実態に乖離がある場合は、いずれか長い方の労働時間数により算定する。

(ウ) 保育所保育指針による乳幼児の発達に応じた組やグループ編成が明確にされ、次のいずれにも該当すること。居宅訪問型保育事業については、これに準ずるよう努めること。

- a 各組やグループの担任は、原則、常勤かつ専任の職員であること。
- b 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る職員配置基準上の定数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。
- c 事業者が、常勤以外の職員についても指揮命令権を有すること。

(エ) 開所時間中については、現に登園している乳幼児数に対して、条例第24条、第30条、第32条、第35条、第41条、第46条及び第48条に規定する職員配置基準上の定数以上の保育に直接従事する職員を配置するものとし、算定した員数が1人の場合も開所時間中は常勤職員を含む2人を下回らないものとする。ただし、居宅訪問型保育事業はこの限りではない。

## イ 調理員

条例第24条、第30条、第32条、第35条、第46条及び第48条の規定により、調理業務の全部を委託する場合には、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号通知）の定めるところにより実施するものとする。

## (2) 管理者

ア 小規模保育事業及び事業所内保育事業所には、管理者を置くこと。

保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、管理者は、次の要件を具備する専任若しくは専任に準ずる者であること。

専任若しくは専任に準ずる者とは、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ有給（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条により地域型保育給付に係る事業所として区長から確認を受け、かつ法定代理受領により地域型保育給付費（以下「給付費」という。）の支給を受ける事業所にあつては、給付費からの給与支出が行われていること。）のものであること。従って、兼任の場合は管理者に該当しない。

(ア) 管理者は、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号。以下「留意事項通知」という。）における管理者の要件を満たすこと。

その際、児童福祉事業等に2年以上従事した者とは、児童福祉施設、幼稚園若しくは小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員若しくは児童委員、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した（する）施設若しくは事業所における移行前の認可外保育施設等のうち、世田谷区の運営費補助対象である認可外保育施設等において2年以上勤務した経験を有する者とし、児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者とする。

イ 事業者の代表者が管理者を兼任する場合にあつては、兼任する業務の実施態勢が確認できること。

## 5 衛生管理等

(1) 条例第15条第2項に規定する「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置」とは、次に定める基準を満たすほか、児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成9年6月30日児企第16号）を遵守し、事業所における衛生管理及び食中毒予防を徹底するものとする。

ア 感染予防の実効を期するため、大量調理施設衛生管理マニュアルを参考とすること。

イ 調理従事者等（調乳含む）は、臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。また、必要に応じてノロウィルスの検査を含めること。また、調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱等の症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等綿密な注意を払うこと。

ウ 調理室の施設、設備、器具、容器、原材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するために自主点検を毎日実施すること。

エ 調理室から各室まで食事を安全かつ衛生的に運べること。特に、保育室等を運搬経路とす

る場合は、衛生管理のほか、利用乳幼児の安全（衝突、火傷等）に留意すること。

- (2) 条例第15条第3項に規定する「必要な医薬品」とは、体温計、水枕、消毒薬、絆創膏等衛生用品のほか、必要な医薬品等とし、これらを安全かつ衛生的に備えること。

### 第3 事業認可の手続

#### 1 家庭的保育事業等の事業認可の手続

区長は、家庭的保育事業等に関する認可を受けようとする事業主体に、法第34条の15第2項の規定に基づき、以下のとおり申請の手続を行わせることとする。

区長は、家庭的保育事業等に関する認可を受けようとする事業主体から家庭的保育事業等に関する認可に係る提案等があり、引き続き、この要綱に基づく認可申請の手続きを行うことが見込まれる場合には、別に定めるところにより、事前の協議（以下「事前協議」という。）を行うこととする。

#### (1) 計画承認申請書の提出

家庭的保育事業等の事業認可を受けようとする事業主体は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区へ提出すること。

ただし、(ア) a から d までに掲げる書類については、事前協議の際に提出されたものと変更がない場合は、提出を省略することができる。

#### (ア) 建物、その他の設備関係

- a 事業所等の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）
- b 事業所等の配置図（隣地の状況等が分かるもの）
- c 建物の平面図
- d 家庭的保育事業等内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等の非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）
- e 条例第23条第8号イに規定する要件に該当する場合は、上記 a 及び b に加えて、次の (a) から (e) までのいずれかに掲げる検査機関等が耐震診断を行ったうえで発行する証明書があること。

(a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関

(b) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士

(c) 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士。（当該建物が同法第3条の規定に該

当する場合を除く。)

(d) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(e) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体

f 第2の3(4)イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

この場合において、条例第23条第8号イに規定する「次に掲げる要件のいずれかに該当する」とは、次に規定する基準を満たすものとする。

(a) 事業所の建物の建築時の建築確認申請書及び確認済証の写しにより、建築基準法関係法令に適合し、かつ構造計算適合性判定が必要な建築物については構造計算適合性判定がなされ、適切に設計されていることが、検査済証の写しにより確認申請どおりに工事が行われていることが確認できること。既存建築物であり、検査済証を紛失している場合は、検査済証に代えて台帳記載事項証明書の写しに代えられるものとする。

(b) 用途変更に係る建築確認申請書、確認済証の写しがあること。

事業所使用延床面積が200㎡を超えない等により建築確認申請が必要ない場合は、建築基準法に基づく保育所用途に適合していることを一級建築士が証する書面があること。ただし、家庭的保育事業の建築基準法の取り扱いについて（平成24年10月29日付24世保育第848号）に規定する要件に該当する家庭的保育事業にあつてはこの限りではない。

(イ) 家庭的保育事業等の運営方針

a 運営規程（条例、規則に定める重要事項に関する規定及び苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）

(ウ) 設置者の状況

社会福祉法人及び学校法人にあつては次のaからiまで及びk、mに掲げる書類、社会福祉法人及び学校法人以外の者にあつてはaからmまでに掲げる書類

a 履歴事項全部証明書

b 定款、寄附行為その他の規約

c 印鑑証明書

d 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（第2号様式）

e 資金計画書（第3号様式）

f 家庭的保育事業等の収支予算書（第4号様式）

g 直近3年間に係る決算報告書

- h 申請者（法人である場合にあつては法人全体）の今後5年間の収支（損益）予算書
- i 申請者（法人である場合にあつては法人全体）の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- j 申請者が新規に設立された法人である場合にあつては、設立時の開始貸借対照表及び仮決算書
- k 預貯金の残高証明書（計画承認申請書の提出期限の2箇月前以降の時点の残高のもの）
- l 納税状況に関する次の証明書
  - ①納税額、未納税額等の証明書
  - ②所得金額の証明書
  - ③滞納処分を受けたことがないことの証明書
- m 事業概要（事業の沿革を含む。）を示す書類

(エ) 家庭的保育事業等認可申請概要（計画承認）（第1号様式の2）

(オ) その他区長が必要と認めるもの

(2) 家庭的保育事業等認可申請書（世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第33号（以下「区児童福祉法規則」という。）第9号の6様式）の提出

区長は、家庭的保育事業等の事業認可を受けようとする事業主体が、法第34条の15第2項の認可（以下「認可」という。）の申請をしようとするときは、家庭的保育事業等認可申請書にアに掲げる書類を添付させ、区長が指定する日（ア(イ) f に規定する書類であつて、当該区長が指定する日までに登記がなされていない場合にあつては、当該書類は別に定める日）までに、提出させることとする。

区長は、申請書及び添付書類の内容について審査を行い、その家庭的保育事業等につき実地調査を行い、申請内容の事実確認を行うこととする。

ア 事業主体が提出するもの

(ア) 職員関係 職員の職種、保育士資格の有無、職務の内容及び員数に係る次に掲げる証拠書類

a 職員の構成（第5号様式）

b 条例第24条、第30条、第32条、第35条、第41条、第46条及び第48条の規定により事業所等に置かなければならないこととされた職員（iにおいて「基準職員」という。）の履歴書の写し

c 職員資格証明確認書（第6号様式）及び資格証明書等の写し

d 家庭的保育者を配置する場合にあつては、条例第24条第2項に関する誓約書（第7号様式）



- e 嘱託医及び嘱託歯科医の免許証の写し
- f 嘱託医及び嘱託歯科医との委託契約書等の写し
- g 所定労働時間等の明記された雇用条件通知書等の写し
- h 事業所等を所管する労働基準監督署の受理印のある就業規則等（給与規程、育児休業規程等を含む。）の写し
- i 代表者が基準職員を兼任する場合は、兼任する業務の実施態勢を確認することができる書類
- j 食事を事業所等の外部から搬入する場合は、搬入に係る協定書等の写し
- k 条例第24条、第30条、第32条、第35条、第46条及び第48条の規定により調理業務を第三者に委託する場合は、当該調理業務の委託に係る契約書の写し
- l 連携施設（居宅訪問型保育事業の認可の申請をする場合にあっては、条例第39条第2項の規定により連携を図るべき保育施設及び条例第42条の規定により確保すべき居宅訪問型保育連携施設）の種類及び名称並びに当該連携施設との連携協力の内容を証する書類の写し
- m 法第6条の3第12項の規定により事業所内保育事業の業務を委託又は受託する場合は、その契約書の写し

(イ) 土地、建物、その他の設備関係

- a 事業所等の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）
- b 事業所等の配置図（隣地の状況等が分かるもの）
- c 建物の平面図
- d 家庭的保育事業等内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等の非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）
- e 次に掲げる書類

(a) 事業所の建物の建築時の建築確認申請書及び確認済証の写しにより、建築基準法関係法令に適合し、かつ構造計算適合性判定が必要な建築物については構造計算適合性判定がなされ、適切に設計されていることが、検査済証の写しにより確認申請どおりに工事が行われていることが確認できること。既存建築物であり、検査済証を紛失している場合は、検査済証に代えて台帳記載事項証明書の写しに代えられるものとする。

(b) 用途変更に係る建築確認申請書、確認済証の写しがあること。

事業所使用延床面積が200㎡を超えない等により建築確認申請が必要ない場合は、建築基準

法に基づく保育所用途に適合していること一級建築士が証する書面があること。ただし、家庭的保育事業の建築基準法の取り扱いについて（平成24年10月29日付24世保育第848号）に規定する要件に該当する家庭的保育事業にあつてはこの限りではない。

(c) 条例第23条第8号イに規定する要件に該当する場合は、上記（a）及び（b）に加えて、次の①から⑤までのいずれかに掲げる検査機関等が耐震診断を行ったうえで発行する証明書があること。

①建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関

②建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

③建築士法第2条第3項に規定する二級建築士（当該建物が同法第3条の規定に該当する場合を除く。）

④住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

⑤地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体

f 自己所有の土地又は建物を使用して事業所等を運営しようとする場合にあつては、事業所等の建物又は土地の登記事項証明書

g 貸与又は使用許可等を受けた土地又は建物を使用して事業所等を運営しようとする場合にあつては、貸与又は使用許可等を受けていることを土地又は建物の所有者（代理人を含む。）が証する書類

h 申請者が学校法人又は社会福祉法人であつて、貸与又は使用許可等を受けた土地又は建物を使用して運営しようとする場合にあつては、不動産の貸与を受けて事業所等を設置する場合のチェックリスト（第9号の1様式又は第9号の2様式）

i 消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に関する法令に基づく届出書及び管轄消防署との相談事項を記載した議事録等の写し

j 別に定める室内化学物質対策実施基準により実施した測定結果が分かる書類

k 第2の3(4)イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

(ウ) 家庭的保育事業等の運営方針

a 運営規程（重要事項に関する規定及び苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）

b 事業所等を所管する労働基準監督署の受理印のある就業規則等（給与規程、育児休業規程等を含む。）の写し

c 重要事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配付するものであつて、条例第19

条に定める重要事項に関する規定及び条例第22条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの)

- d 利用する児童に関して契約している保険又は共済制度（施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険）の保険証書等の写し
- e 連携施設（居宅訪問型保育事業の認可の申請をする場合にあっては、条例第39条第2項の規定により連携を図るべき保育施設及び条例第42条の規定により確保すべき居宅訪問型保育連携施設）の種類及び名称並びに当該連携施設との連携協力の内容を証する書類の写し
- f 法第6条の3第12項の規定により事業所内保育事業の業務を委託又は受託する場合は、その契約書の写し

(エ) 設置者の状況

社会福祉法人及び学校法人にあっては次の a から j まで及び 1 に掲げる書類、社会福祉法人及び学校法人以外の者にあっては a から m までに掲げる書類

- a 法人代表者の履歴書
- b 履歴事項全部証明書
- c 定款、寄附行為その他の規約
- d 印鑑証明書
- e 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書
- f 資金計画書
- g 家庭的保育事業等の収支予算書
- h 直近3年間に係る決算報告書
- i 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の収支（損益）予算書
- j 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- k 申請者が新規に設立された法人である場合にあっては、設立時の開始貸借対照表及び仮決算書
- l 預貯金の残高証明書（計画承認申請書の提出期限の2箇月前以降の時点の残高のもの）
- m 納税状況に関する次の証明書
  - (a) 納税額、未納税額等の証明書
  - (b) 所得金額の証明書
  - (c) 滞納処分を受けたことがないことの証明書

(オ) 家庭的保育事業等認可申請概要（計画承認）（第1号様式の2）

(カ) その他区長が必要と認めるもの

#### 第4 内容変更（届）の手続

##### 1 家庭的保育事業等の内容変更の手続

区長は、事業主体が家庭的保育事業等の建物その他設備の規模、構造、配置、定員等の運営方法、代表者、管理者その他の事項を変更しようとするときは、児童福祉法施行規則（昭和23年3月厚生省令第11号。以下「法規則」という。）第36条の36第3項及び第4項並びに区児童福祉法規則第8条の23の規定により、区が指定する日までに、家庭的保育事業等認可申請事項等変更届出書（区児童福祉法規則第9号の9様式。以下「変更届出書」という。）に別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類のうち必要と認める書類を添付させ、提出させることとする。

2 法規則第36条の36第4項に基づく前項の変更届出書は、同条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとする日の1月前までに提出させるものとする。

3 変更届出書の提出があったときは、認可を受けた者にその写しを交付するものとする。

4 区長は、認可を受けた者が法規則第36条の36第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において当該事項の変更が建築基準法第6条第1項の確認を受ける必要のある建物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに該当するとき又は家庭的保育事業等の利用に影響を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめその計画の内容を確認し、必要に応じて当該計画の変更について当該認可を受けた者と協議するものとする。

5 前項の規定による確認及び協議は、当該計画の変更をすることができる時点において相当の余裕をもって行うものとする。

#### 第5 廃止・休止

認可を受けた者が法第34条の15第7項の規定により家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする場合に当該認可を受けた者に提出させる区児童福祉法規則第8条の25に規定する家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書（次項において「承認申請書」という。）の添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を確認することができる書類

- ア 現に保育を受けている児童に対する措置
- イ 廃止しようとする場合にあっては財産の処分
- ウ 廃止又は休止についての利用者への周知内容
- エ 廃止又は休止した後の職員の処遇

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 承認申請書は、廃止又は休止しようとする日の相当期間前までに提出しなければならない。

## 第6 再開

家庭的保育事業等の再開については、事業主体は、再開をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区長に協議すること。

第5の規定により、休止を承認された家庭的保育事業等を再開しようとする事業主体は、家庭的保育事業等再開承認申請書（第13号様式。以下「再開承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、承認を得ようとする日の2か月前までに提出すること。

(1) 職員の構成

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が指定する書類

## 第7 子ども・子育て支援情報公表システムへの登録

区長が認可をし、若しくは法第34条の15第7項に規定による承認をしたとき又は法規則第36条の36第3項若しくは第4項の規定による届出があったときは、当該認可若しくは承認又は届出に係る事項を子ども・子育て支援情報公表システムに登録するものとする。

## 第8 区が行う家庭的保育事業等への適用

### 1 区への適用

この要綱は、区が家庭的保育事業等を行おうとする場合についても適用があるものとする。

### 2 受託者等の提出書類

区が家庭的保育事業等を行う場合において、当該家庭的保育事業等の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は事業所等の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせようとするときは、あらかじめ当該第三者又は当該指定管理者の候補者に別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類のうち必要と認めるものを提出させるものとする。

## 第9 委任

この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則（令和5年3月29日4世保育第983号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4、第7関係）

<p>1 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面を記載した書類</p>	<p>ア 建物・土地の状況（第8号様式）</p> <p>イ 事業所等の案内図及び周辺の写真</p> <p>ウ 事業所等の建物の配置図</p> <p>エ 事業所等に使用する部分の建物平面図及び事業所等の内部の写真</p> <p>オ 避難経路図</p> <p>カ 事業所等の建物の建築に係る建築確認申請書の第1面から第5面まで、確認済証及び検査済証の写し（当該建物が既存のものであり、申請者（申請者以外の者が当該建物を所有する場合にあっては、当該建物の所有者）が検査済証を紛失している場合にあっては、台帳記載事項証明書の写し）</p> <p>キ 事業所等の建物の建築に係る建築確認申請書に記載された住居表示と実際の住居表示が一致しない場合にあっては、住居番号通知書の写しその他の住居表示を証する書類</p> <p>ク 事業所等の建物の用途変更に係る建築確認申請書の第1面から第5面まで及び確認済証の写し（建築確認申請を要しない場合にあっては、保育所の用途に適合していることを1級建築士が証する書類）</p> <p>ケ 特定公共的施設整備計画（変更）届出書（世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成19年4月世田谷区規則第55号）第5号様式の（1）をいう。）又は既存施設適合状況調査報告書（同規則第11号様式をいう。）の写し</p> <p>コ 保育室等を2階以上に設置する場合にあっては、規則第7条又は第11条の規定に適合していることを1級建築士が証する書面</p> <p>サ 事業所等の建物及び土地の登記事項証明書</p> <p>シ 貸与又は使用許可等を受けた土地及び建物を使用して事業所等を運営しようとする場合にあっては、貸与又は使用許可等を受けていることを土地又は建物の所有者（代理人を含む。）が証する</p>
---------------------------------------	--

	<p>書類</p> <p>ス 申請者が学校法人又は社会福祉法人であって、貸与又は使用許可等を受けた土地及び建物を家庭的保育事業等に使用する場合には、不動産の貸与を受けて事業所等を設置する場合のチェックリスト（第9号の1様式又は第9号の2様式）</p> <p>セ 消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に関する法令に基づく届出書及び管轄消防署と行った相談の議事録等の写し</p> <p>ソ 別に定める室内化学物質対策実施基準により実施した測定結果</p> <p>タ 事業所等の建物が、昭和56年5月31日以前の建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定により建築された建築物である場合にあっては、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI<sub>s</sub>値0.7以上かつq値1.0以上又はC<sub>t</sub>uS<sub>d</sub>値0.3以上、木造の建築物にあってはI<sub>w</sub>値が1.1以上であることが確認された建築物であることを証する書類</p>
<p>2 事業の運営についての重要事項に関する規定を記載した書類</p>	<p>ア 運営規程</p> <p>イ 事業所等の利用に係る重要事項説明書</p> <p>ウ 利用契約書</p> <p>エ 職員の職種、保育士資格の有無、職務の内容及び員数に係る次に掲げる証拠書類</p> <p>（ア） 職員の構成（利用定員を定員と異なる人数に設定している場合は、定員の欄に利用定員を記載すること。）</p> <p>（イ） 条例第24条、第30条、第32条、第41条、第46条及び第48条の規定により事業所等に置かなければならないこととされた職員（（ケ）において「基準職員」という。）の履歴書の写し</p> <p>（ウ） 職員資格証明確認書（第6号様式）及び資格証明書等の写し</p>

	<p>(エ) 家庭的保育者を配置する場合にあっては、条例第24条第2項に関する誓約書（第7号様式）</p> <p>(オ) 嘱託医及び嘱託歯科医の免許証の写し</p> <p>(カ) 嘱託医及び嘱託歯科医との委託契約書等の写し</p> <p>(キ) 所定労働時間等の明記された雇用条件通知書等の写し</p> <p>(ク) 事業所等を所管する労働基準監督署の受理印のある就業規則等（給与規程、育児休業規程等を含む。）の写し</p> <p>(ケ) 代表者が基準職員を兼任する場合は、兼任する業務の実施態勢を確認することができる書類</p> <p>(コ) 食事を事業所等の外部から搬入する場合は、搬入に係る協定書等の写し</p> <p>(サ) 条例第24条、第30条、第32条、第35条、第46条及び第48条の規定により調理業務を第三者に委託する場合は、当該調理業務の委託に係る契約書の写し</p> <p>オ 利用する児童に関して契約している保険又は共済制度（施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険）の保険証書等の写し</p> <p>カ 連携施設（居宅訪問型保育事業の認可の申請をする場合にあっては、条例第39条第2項の規定により連携を図るべき保育施設及び条例第42条の規定により確保すべき居宅訪問型保育連携施設）の種類及び名称並びに当該連携施設との連携協力の内容を証する書類の写し</p> <p>キ 法第6条の3第12項の規定により事業所内保育事業の業務を委託又は受託する場合は、その契約書の写し</p>
<p>3 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴を記載した書類</p>	<p>ア 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名（第10号様式）</p> <p>イ 印鑑証明書</p> <p>ウ 事業者の代表者、経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書</p> <p>エ 事業者の代表者が管理者を兼任する場合にあっては、兼任する</p>



	<p>業務の実施態勢を確認できる書類</p> <p>オ 法第6条の3第12項の規定により事業所内保育事業の業務を委託又は受託する場合は、次のいずれかの書類</p> <p>(ア) 申請者が事業主又は事業主団体から事業所内保育事業の業務の委託を受けている場合は、委託者に係る職員資格証明確認書、経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名、法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（第2号様式）及び社会的信望に関するチェックリスト（学校法人及び社会福祉法人以外用）（第11号様式）</p> <p>(イ) 申請者が第三者に事業所内保育事業の業務を委託する場合は、受託者に係る職員資格証明確認書、経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名、法第34条の15第3項の基準に関する誓約書及び社会的信望に関するチェックリスト（学校法人及び社会福祉法人以外用）の書類</p> <p>カ 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書</p> <p>キ 申請者が学校法人又は社会福祉法人以外の者である場合は、社会的信望に関するチェックリスト（学校法人及び社会福祉法人以外用）</p>
<p>4 収支予算書等収支に関する書類</p>	<p>ア 資金計画書（第3号様式）</p> <p>イ 家庭的保育事業等の収支予算書（第4号様式）</p> <p>ウ 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の収支（損益）予算書</p> <p>エ 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の借入金等返済（償還）計画</p>
<p>5 申請者の履歴及び資産状況を明らかにする書類</p>	<p>ア 事業概要（事業の沿革を含む。）を示す書類</p> <p>イ 直近3年間に係る決算報告書</p> <p>ウ 申請者が新規に設立された法人である場合にあっては、設立時の開始貸借対照表及び仮決算書</p> <p>エ 別に定める時点の預貯金に係る残高証明書</p>

	<p>オ 納税状況に関する次の証明書</p> <p>(ア) 納税額、未納税額等の証明書</p> <p>(イ) 所得金額の証明書</p> <p>(ウ) 滞納処分を受けたことがないことの証明書</p> <p>カ 申請者が社会福祉法人又は学校法人以外の者である場合にあっては、経済的基礎に係るチェックリスト（学校法人及び社会福祉法人以外用）（第12号様式）</p>
<p>6 定款、寄附行為その他の規約等法人に関する書類（申請者が法人である場合に限る。）</p>	<p>ア 履歴事項全部証明書</p> <p>イ 定款、寄附行為その他の規約</p> <p>ウ 居宅訪問型保育事業の認可の申請をする場合は、条例第39条第1項に規定する規則第10条で定める要件を満たしていることを確認することができる書類</p>